

第536回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年9月15日（木）11時00分～11時35分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 北村委員、徳田委員、西本委員、花原委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山本労働局長、高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官

4 議事

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の審議について

(2) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告
(写)

(2) 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

机上配付資料

1. 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）

2. 令和4年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（案）

3. 令和4年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
（発注者対象意見聴取）（案）

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただ今から第536回鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、労働者を代表する北畑委員は欠席です。また、使用者を代表する徳田委員はまだお見えになっておりませんが、現時点で15名の委員のうち、13名の方に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告いたします。

なお、本日の審議会は公開をしておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いします。よろしくをお願いします。

○佐藤会長 おはようございます。では、次第に従って議事に入りたいと思います。

議事の1番目、特定最低賃金改正決定の必要性の審議についてですが、7月29日の第533回鳥取地方最低賃金審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、その審議については専門部会を設置して審議していただきました。

初めに、事務局から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無を審議するに当たっての留意点について説明をお願いいたします。

○片山賃金室長 特定最低賃金改正決定の必要性に係る審議について、留意点を4点説明します。1点目は、鳥取地方最低賃金審議会では、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方を交えて議論を深めていただく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うこととなります。

2点目は、必要性の有無について、昭和57年の中央最低賃金審議会答申の了解事項において、必要性の有無は、新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということです。要するに、専門部会において結論が全会一致に至らない場合、これは必要性が認められないという専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申していただくということになります。これは、必要性あり、なし、いずれでも全会一致であ

ればそのこととなりますが、全会一致に至らなかった場合には、必要性が認められないということとなります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることのできる上限の額ということとなります。

4点目として、最低賃金法第16条において、決定又は改正される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨、定められています。

よって、「改正決定の必要性あり」の決議に達した場合ですが、本審で専門部会報告を行い、答申・諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、これは地域別最低賃金額である854円から1円以上の引上げを行うという了解を頂いたということとなりますので、御了解いただければと思います。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 それでは、初めに、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の専門部会の報告を行いたいと思います。

事務局から専門部会報告書を読み上げ、その後、部会長代理の中野委員から審議の経過について説明いただきます。

では、事務局から読上げをお願いします。

○片山賃金室長 それでは、読み上げます。令和4年9月15日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和4年7月29日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に、委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて、御確認いただき、読上げを省略します。また、その次のページには、審議の経過を記載していますが、これ

も御覧いただいて、御確認いただき、読上げを省略します。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、審議の経過について、部会長代理である中野委員に説明をお願いいたします。

○中野委員 審議経過について説明します。

まず、必要性の有無について、労働者側、使用者側の委員の方から、それぞれの立場での貴重な意見を主張していただきました。その中で、労使主体で協議するという特定最低賃金の趣旨を踏まえて、必要性はあるという見解で一致しました。

以上、全会一致で先ほどの報告書のとおりとなったことを報告します。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、労・使それぞれから御意見を承りたいと思います。

最初に、労働者側委員から御意見ををお願いします。

○河村委員 専門部会で、公・労・使全会一致で必要性ありという結論に至ったということです。その専門部会の意思を尊重する形で、これから具体的な審議に入っていただきたいと思っています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、使用者側委員から御意見ををお願いいたします。

○西本委員 冒頭の必要性ありという結論から述べさせていただき、地域別最低賃金で33円上がったという厳しい環境です。ですのでしっかり議論していこうとなったと思います。

現場の方から、経済状況、物価高、エネルギーコストについて、なかなか価格転嫁が進んでいないなど、意見がいろいろ出ました。ただ、その一方で、鳥取のもの作りの基盤を今後どうしていくのかといった話も出ました。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

労・使それぞれから御意見を伺いましたが、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性については、専門部会の報告書を踏まえ、全会一致で改正決定することを必要と認める旨の答申を行うこととしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○佐藤会長 ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

続きまして、鳥取県各種商品小売業最低賃金の専門部会の報告を行いたいと思います。

初めに、事務局から専門部会報告書を読み上げていただき、その後、部会長である中野委員から審議の経過について説明をお願いしたいと思います。

では、事務局から専門部会報告書の読上げをお願いします。

○片山賃金室長 それでは、読み上げます。

令和4年9月14日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長、中野聡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和4年7月29日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記以下に、委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて、御確認いただき、読上げを省略します。また、その次のページに、審議の経過を記載していますので、御覧いただいて、御確認いただき、読上げを省略します。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、審議の経過について、中野委員、お願いします。

○中野委員 では、審議の経過について説明します。公・労・使でそれぞれ主張していただきましたが、結果的には労働協約の協定額の最低額が830円であり、その申出がなされた後に鳥取県最低賃金が854円に決まったということで、下限額を上回ったために改正の必要性はなしという、全会一致の結果となりました。

ただ、今後も申出がなされた場合には、特定最低賃金の趣旨を踏まえて、必要性の有無、また、金額の審議等について行うというところで審議が終わりました。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、労・使それぞれから御意見を頂きたいと思えます。

最初に、使用者側委員からお願いします。

○西本委員 考え方そのものは、前任の委員の昨年の議事録が残っているのですが、その発言どおりということで発言させていただきました。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、労働者側委員、お願いします。

○河村委員 先ほど部会長から報告があったとおり、今回、労働協約の協定額の最低額を地域別最低賃金が上回ったという結果を踏まえて、必要性なしという判断をさせていただきました。

ただ、一方で、申出の書類の中では、今回、協定率が87%で非常に高いことを踏まえ

て、来年以降、協定額が引き上がることも想定した上で、部会長から御報告があったとおり、来年に関しては、その段階での申出の状況及び地域別最低賃金額を見ながら、審議をしていきたいと考えております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それぞれから御意見を承りましたが、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性については、専門部会報告を踏まえて、全会一致で改正決定することの必要はない旨の答申を行うこととしたいと思っております。よろしいですか。

(異議なし)

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、最初に行った鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については改正の必要性ありということに、鳥取県各種商品小売業最低賃金については改正の必要性なしということになります。

では、両専門部会の報告に基づいて作成した答申文を配付してください。

[答申文を各委員へ配付]

○佐藤会長 それでは、確認の意味で、事務局から答申文の読上げをお願いします。

○片山賃金室長 それでは、まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金から読み上げます。

令和4年9月15日、鳥取労働局長、山本浩司殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤 匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

続きまして、鳥取県各種商品小売業の最低賃金に係る答申文を読み上げます。

令和4年9月15日、鳥取労働局長、山本浩司殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤 匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。

以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今、読み上げた答申文について御異議がなければ、このまま労働局長に答申をさせていただきますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 ありがとうございます。では、答申をさせていただきます。

[会長から局長へ答申文手交]

○片山賃金室長 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、改正決定の必要性がある旨の答申を頂きましたので、局長から佐藤会長に特定最低賃金改正の諮問を行います。

[局長から会長へ諮問文手交]

○片山賃金室長 では、諮問文を読み上げます。

鳥労発基0915第1号、令和4年9月15日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、山本浩司。

最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、山本労働局長から諮問をお受けしたところです。

調査審議については、専門部会において行われることとなります。ここで最低賃金審議会令第6条第5項の適用等についてお諮りしたいと思います。

この件について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、鳥取県最低賃金

の改正審議においても、この規定の運用について御承認いただいたところです。公・労・使全会一致で決議された場合に限ることとなりますが、特定最低賃金専門部会の改正審議についても、専門部会において全会一致で決議された場合におけるこの条文の適用について、審議をお願いします。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項が適用された場合であっても、特定最低賃金専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に、労働局長宛て答申していただくこととなります。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、本年も例年どおり、特定最低賃金専門部会の決議において、全会一致の場合は、本条項を適用していきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○佐藤会長 ありがとうございます。

特定最低賃金におきましては、関係労使のイニシアティブを発揮していただき、全会一致になりますようお願いしたいと思います。

また、本年の専門部会につきましては、鳥取県最低賃金専門部会同様、公・労・使、三者で全会一致になりますよう、徹底的に審議をしていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

続きまして、特定最低賃金専門部会の廃止の手続についてです。最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされております。

あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終わりましたら廃止ということよろしいですか。

(異議なし)

○佐藤会長 ありがとうございます。では、議事の2番目、その他について、事務局からお願いします。

○片山賃金室長 2点、説明します。

まず、関係労使からの意見聴取について、本日の諮問を受けて、最低賃金法第25条第5項の規定による関係労使からの意見聴取を実施します。具体的には、最低賃金法施行規則第11条第1項におきまして、意見書の提出について公示、そして、第2項で意見書の

提出以外の方法で関係労使から意見をきくこととされていますので、意見書の提出の公示は本日から10月5日まで行うこととし、提出された意見書は専門部会で報告します。

また、意見書以外の方法として、例年、使用者と労働者に対して、改正審議に関する書面による意見聴取を実施しています。この書面による意見聴取につきましては、机上配付資料を御覧ください。

書面による意見聴取につきましては、例年行っているとおり、使用者、労働者に対する書面による意見聴取と、特別調査として発注者に対する書面による意見聴取を行います。実施内容等ですが、昨年と同様に実施したいと考えており、実施要領（案）について変更はありません。意見聴取対象ですが、最低賃金に関する基礎調査で有効回答のあった事業所のうち、39事業所の労働者及び使用者としています。そして、実施期間については、本日以降に準備でき次第発送し、10月3日までを予定しています。対象の内訳については、5ページを御覧ください。

7ページが使用者宛ての依頼文（案）、9ページが労働者宛ての依頼文（案）です。そして、11ページに使用者宛ての意見聴取用紙（案）を載せております。この使用者用意見聴取用紙（案）については、内容が昨年度と一部変わっています。具体的には、賃金の改定状況の部分の問1の③、それから経営の状況の部分の問4に原材料費の高騰などの外的要因の影響に係る質問を加えています。なお、労働者用意見聴取用紙（案）については昨年どおりです。

続きまして、15ページは発注者対象の書面による意見聴取実施要領（案）です。昨年度と同様に、現在、県内で労働保険が成立している常用労働者数50人以上の電気機械器具製造業の事業所を対象として、35事業所に対して実施します。こちらも10月3日までの期間で実施したいと考えています。

19ページ以降は、発注者宛て意見聴取用紙（案）ですが、こちらも内容を一部変更していきまして、20ページのVIに原材料費の高騰など外的要因の影響に係る質問を追加しています。

これらの書面による意見聴取の集計結果は、集計でき次第、早い段階で専門部会にて報告します。

続きまして、2番目ですが、今後の日程について御説明します。審議については、専門部会で全会一致となりますと、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、結審の結果が答申と同じ扱いとなり、審議が終了します。答申を頂きましたら、公示期間を設けて、

答申内容に対する異議の申出を受けます。異議の申出がなければ、公示期間終了後、早急に官報公示などの手続を経て発効の運びとなりますし、異議の申出がありますと、本審議会を開催し、異議の内容について審議を行います。異議審議のための審議会につきましては、開催の必要があれば、委員の皆様には速やかに御連絡し、開催日程の調整を行います。

それで、今後の審議日程ですが、第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を10月3日15時からこの会議室で開催します。なお、その後の日程については、現在調整しているところです。日程が確定しましたら、専門部会委員に対して改めてお知らせします。

それと、答申日別の効力発生予定日について御説明しますので、机上配付ではない資料3ページ以降を御覧ください。年内の効力発生を考えた場合には、答申日について、11月1日が限度となります。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、今の事務局の説明について、何か質問、御意見等ありますでしょうか。

○河村委員 御説明ありがとうございます。

関係労使に対する書面による意見聴取についてですが、使用者宛ての意見聴取用紙に、原材料費の高騰等の影響があるかという問いが追加されたことは非常に良いことだと思いますし、我々としても知りたい情報ですので、是非お願いします。

それで、労働者への意見聴取についてですが、昨年、特定最低賃金の適用除外労働者に当たる65歳を超える方の回答も集計に含まれていました。ですので、特定最低賃金の適用除外労働者に該当する場合は明確にさせていただき、特定最低賃金の適用除外労働者が含まれないような集計を要望します。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。この点について、事務局から何かありますでしょうか。

○片山賃金室長 机上配付資料7ページが先ほどの関係使用者宛ての依頼文ですが、この裏面に今回の書面による意見聴取の対象にはならない者ということで、①から④を記載しました。対象となった使用者にこの内容を確認いただいて、①から④以外の労働者の中で賃金の最も低い方を選定いただくという方法で考えております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

河村委員、よろしいですか。

○河村委員 はい。

○佐藤会長 ありがとうございます。ほかに何かありますか。

(なし)

○佐藤会長 では、本日の審議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。